

下水道使用料の適正化について
(答申)

(案)

令和 6 年 1 0 月 8 日
鹿島市下水道事業審議会

1 はじめに

本審議会は、令和6年2月5日に鹿島市長から諮問された下水道使用料の適正化について、計6回にわたり慎重に審議した。

この中で、これまでの鹿島市下水道事業の変遷、経営戦略の将来見通し、下水道使用料の考え方などについて意見交換を行いながら検討を進めた結果、次のとおり答申する。

2 答申内容

下水道使用料を、次のとおり改定することが適当である。

【改定後の下水道使用料】（税抜き）

区分	基本料金 (1月につき)		従量使用料金 (1立方メートルにつき)	
	汚水量	料金	汚水量	料金
一般汚水	5立方メートルまで	円 730	10立方メートルを超え20立方メートルまでの部分	円 169
			20立方メートルを超え30立方メートルまでの部分	194
	5立方メートルを超え10立方メートルまで	1,420	30立方メートルを超え50立方メートルまでの部分	225
			50立方メートルを超え100立方メートルまでの部分	242
			100立方メートルを超える部分	265

3 答申理由

鹿島市の下水道使用料は、平成6年度の汚水の供用開始時に設定され、平成18年度の改定以降、現在まで見直しは行われていない。前回の改定から18年間、変更がなかった使用料についての審議は、慎重を期して行うこととなった。審議会としては、これまでの下水道事業の変遷、近年の経営状況、今後の見通し、料金設定の妥当性などについて議論を重ね、前記の改定が適当であるという結論を得た。結論に至った理由、重視した点は、以下の4点である。

(1) 経費回収率

下水道事業のうち、汚水処理に要する経費は使用料で賄うこと（独立採算制）が原則とされている中、鹿島市下水道事業の経費回収率は令和4年度決算値で61.58%と、公営企業としては強く改善が求められる水準となっている。

また、令和5年度に策定された鹿島市公共下水道事業経営戦略では、今後も経

費回収率は横ばいのまま推移する見通しとなっており、健全な経営を行っていくためには経費回収率の向上が不可欠である。

独立採算制の原則を踏まえれば、経費回収率は100%以上でなければならないが、現在の鹿島市下水道事業の経費回収率を100%にするためには、平均改定率50%以上の大幅な使用料改定が必要となる。

審議会では、大幅な値上げは市民生活に与える影響が大きく、現実的ではないという意見もあり、料金については、経営戦略の短期目標にも掲げられている経費回収率80%達成を念頭に設定した。

(2) 基準外繰入金

鹿島市下水道事業の令和4年度決算では、使用料で賄えなかった経費が約8,000万円ほどとなっており、その不足は一般会計からの補助（以下「基準外繰入金」という。）で補填されている。基準外繰入金の原資は市税であり、この中には下水道に接続していない市民の税金も含まれるため、負担の公平性という観点からも、基準外繰入金は削減していく必要がある。

審議会では、基準外繰入金の削減を検討するに当たり、いくつかの使用料シミュレーションを行った。独立採算制の原則から、基準外繰入金は0であることが望ましいが、経費回収率の議論と同様に、大幅な使用料改定が与える影響を考慮し、審議会としては、令和4年度決算値と比較して、基準外繰入金を約4,600万円に縮減する案を採用した。

(3) 累進倍率

現行の鹿島市の料金設定は、使用水量が多い区分になるにつれて料金単価が上がっていく（累進倍率が高い）ものとなっている。大口使用者に依存した収入体系となっており、仮に大口使用者が1者でもなくなれば収入全体に大きな影響を及ぼすような構造となっている。

また、使用水量の件数分布を見ると、下水道事業の計画当初、件数分布のピークは2か月当たり60㎡付近となることが見込まれていたが、節水機器の普及等により、現在の件数分布のピークは40㎡付近となっており、見込んでいた使用料収入につながっていない状況となっている。

審議会では、累進倍率の是正と収入構造の安定化を図る案として、引き上げ率は基本料金が約35%、件数分布の多い区分が約25%、大口使用の区分が約15%とする改定案を採用した。

(4) 低水量使用者への配慮の必要性

近年の物価高騰は、市民生活に大きな影響を及ぼしており、下水道使用料の値上げは、さらに経済的に打撃を受ける層が出てくることが懸念される。

このような状況を鑑み、審議会では、一定の層への配慮も必要なのではないかという意見も出され、最も使用水量が低い区分の基本料金は据え置くという結論に至った。

4 附帯意見

- (1) 今後、接続人口の動向、経営状況、社会経済情勢等を踏まえて、5年程度を目安に、使用料の適正性の検証、見直しの有無等の検討を、必ず行われたい。
- (2) 使用料改定は市民生活へ大きな影響を及ぼすものであるため、下水道事業の現状や使用料改定の必要性、改定の内容については、市民からの理解が得られるよう丁寧な説明と周知に努められたい。
- (3) 今後も経費削減など効率的な下水道事業の運営に努め、長期的な経営健全化を図られたい。

【参考1】

鹿島市下水道事業審議会委員
(任期：令和6年2月5日から令和8年2月4日まで)

- 1 植松 直美
- 2 木原 美幸
- 3 小柳 政喜 (副会長)
- 4 重松 かおり
- 5 中西 一 (会長)
- 6 中村 幸男
- 7 新田 崇士
- 8 三原 徹也
- 9 森 清香
- 10 森 千枝子
- 11 山口 圭司

(五十音順・敬称略)

【参考2】

審議経過

	開催年月日	内容
第1回	令和6年 2月 5日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委嘱状交付 ・ 諮問 (下水道使用料の適正化) ・ 下水道事業の変遷について ・ 下水道事業会計について
第2回	令和6年 3月 14日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地視察 (中牟田雨水ポンプ場、中牟田グリーンセンター、鹿島市浄化センター)
第3回	令和6年 4月 23日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共下水道事業経営戦略と現状等について ・ 下水道使用料の設定・考え方について
第4回	令和6年 6月 18日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道使用料シミュレーションについて
第5回	令和6年 7月 23日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道使用料改定案の絞り込みについて
第6回	令和6年 10月 8日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 答申 (案) について